

過差の禁制にみる三条天皇の政治姿勢

松田 茜

はじめに

三条天皇および三条朝の研究は、三条と藤原道長の対立を中心に、三条対貴族層という対立構図を検討することで、研究が深められてきた。そのため、対立関係とそれに付随する問題の議論に重きが置かれ、三条の「天皇」としての在り方そのものについては、深く追究されてこなかった¹⁾。

この、「天皇」に焦点を当てた検討の不足という課題は、摂関期政治史を通じた課題としても挙げられる。倉本一宏氏は、摂関期の権力構造は天皇・ミウチの摂政関白・父院・母后によって形成されるとした²⁾。これまでの摂関期政治史は、兼家や道長を筆頭として、研究の中心には常に藤原摂関家が据えられていた。その点では、倉本氏の指摘する権力構造の構成要素のうち、摂関の観点の研究は充実したと言えよう。また、母后については、摂関家の権力獲得の手段の一つとして後宮が位置づけられることから、その点からの研究が深められている。では、天皇や父院についてはどうか。摂関家と天皇との関係性、後宮や母后を通じた天皇への影響力といった観点からは、一定の研究が蓄積されている。しかし、天皇そのものに焦点を当て、天皇の在り方に迫るといふ点においては、摂関期の他の天皇についても、三条と同じく検討の余

地が残されていると言えよう。とりわけ、政治に対する天皇の視座や政治姿勢などから、天皇自身による「天皇」の位置づけを探ることは、摂関期の政治構造の解明の一助になると考えられる。その様相のみならず、政治姿勢、政治構造の中で果たした役割、天皇という存在に対する貴族層や後宮の認識など、様々な観点から多角的に天皇像を描き出すことで、摂関期における「天皇」の機能を明らかにし、摂関期の政治構造の解明へとつなげたい。

本稿では、三条の政治姿勢を検討することで、先に挙げた課題を解明する一端を担いたい。三条は即位の時点で壮年であり、自身で政治を執ることが可能な天皇であった。また、道長の二女妍子を中宮としたとはいえ、それ以外は公卿層との間に血縁的に強力な結びつきを保持していなかった。そのため、摂関期の他の天皇に比べ、独自の政治性を有していたと想定できる。また、政治性という点では、古記録からは、物事を主体的に動かそうとする三条の姿勢も多く見て取れる。⁽³⁾これらの点から、三条朝を明らかにすることで、摂関期の天皇を比較検討する際の対比軸を得られることが期待されるほか、逆接的に摂関期の天皇の姿を描き出すことが可能になると考える。

先述したように、三条は道長との対立や不和とともに語られることが多い。そのように評される背景として、道長が自身の外孫である敦成親王の早期の即位を望んでいたという理解や、『小右記』に三条と道長の不和を示すような記述が多々見られることなどが挙げられる。⁽⁴⁾これまで、長らく三条朝研究の根幹にあったのが、土田直鎮氏の提示した、三条と道長は性格的に「うま」があわず、道長は三条に「いやがらせ」を行っていたとする見解である。⁽⁵⁾この見解は長らく三条朝の通説として存在し、土田氏の通説を基底として、三条朝の研究が構築されてきた。⁽⁶⁾

一方で、近年、服部一隆氏や黒滝哲哉氏が、三条と道長との不和を示す例は、必ずしも道長の「いやがらせ」で行われたわけではないとの見方を提示している。両者の性格的問題に端を発していたとする、土田氏以来の三条と道長の関係のとらえ方に対し、近年は、両者の関係ややり取りを性格的側面からとらえるのではなく、政治的な論理から明らかにしようという傾向へと移り変わりを見せていると言えよう。⁽⁹⁾今後の三条に関わる研究においては、第一に、道長ら貴族との不

和や関係性に縛られすぎず、三条の在り方に焦点を当てるといふ、従来の枠組とは異なるアプローチが求められよう。第二に、三条と道長の対立や、道長のいやがらせの例とされてきた数々の問題―城子立后や三条の子女の処遇、讓位に関する問題など―を、安易に「両者が対立していたため」と結論付けることを避け、問題の背景を注意深く再検討することが求められる。

本稿では三条の政治姿勢の一端を明らかにする切り口として、三条朝における過差の禁制を取り上げる。過差は度を越した華美、贅沢のことである。¹⁰ 三条朝では、過差の禁制が頻繁に出されており、単純にその発布数を前後の一条朝、後一条朝と比較しても、その頻度は歴然としている。¹¹ そのため、三条は意図的に過差の禁制を頻発しており、そこには、何らかの政治的な意図があったことが推測される。よって本稿では、三条朝の過差の禁制の背景にはどのような政治的意図が潜んでいたのかを検討し、三条の政治姿勢を明らかにすることを目的とする。また、過差の禁制は三条と道長の不和の一例としても、しばしば取り上げられる。そのため、三条朝の過差の禁制を三条の政治姿勢から考えることで、両者の対立とされてきた問題の再検討にも寄与することができよう。

最後に、法制としての過差の禁制の先行研究について言及しておきたい。過差の禁制は、儉約の宣旨もしくは新制の形で出される。そのため、新制の研究においても取り上げられることが多い。¹² 一方で、新制研究に内包された過差の禁制の研究の主題は、「新制とはなにか」という点であるため、政治的観点と結び付けた検討には至っていない。ゆえに、新制の研究における過差の禁制は、それぞれの禁制が発布された時点の具体的な政治情勢に基づく検討が不足していると言える。この点を課題として示し添える。

一・ 過差の禁制がもつ意義

(1) 古代における過差の禁制の意義

三条朝の事例検討に先立ち、本項にて、古代における過差の禁制の意義を確認する。古代の過差をめぐる研究および過差の禁制に関する研究には、西村さとみ氏⁽¹³⁾や佐々木文昭氏⁽¹⁴⁾、遠藤基郎氏⁽¹⁵⁾らの研究がある。諸氏の研究により、古代の過差・奢侈を禁制する行為には、大きく分けて二つの側面があることが明らかになった。

一点目は、儒教的側面である。その側面が顕著な例として、西村氏は三善清行の意見封事十二箇条を挙げる⁽¹⁶⁾。意見封事には、上位者が儉約を以て、下位者を教導しようとする点や、秩序を維持し社会の安定化を目指す点など、社会的関係を序列化する儒教の精神が反映されているという⁽¹⁷⁾。また、西村氏は、奢侈を禁止する法令や奢侈を禁じるべきという奏言が一〇世紀に増加することを踏まえ、一〇世紀の奢侈観や法令を検討した。そのうえで、一〇世紀における過差・奢侈の禁止は、衣服が備える身分の可視化の側面を利用し、秩序の統制を図ろうとしたのだとする⁽¹⁸⁾。西村氏の指摘に基づけば、過差・奢侈に対する制限が増加した一〇世紀段階において、禁制の対象とされたのは新興の富をもつ人々であった。貴族は、新興の富裕層が身分秩序から離れた高級な衣服を着用することにより、貴族の地位を脅かすことを恐れ、そのような事態を防ぐべく、禁制を出したということである。また、遠藤基郎氏は社会秩序の維持は「等差」の構造の維持であるとし、過差・奢侈の禁止により新たな階層分化を防ぐことで、秩序の改変を防ぐとした⁽¹⁹⁾。ここで留意したいのは、社会秩序の維持を目的とした禁制は、新興の富裕層が主なターゲットであったことである。つまり、このような儒教的側面に基づく社会秩序の維持を目的とした過差・奢侈の取り締まりは、貴族、すなわち支配者層から被支配者層に向けられたものであったと言えよう⁽²⁰⁾。

二点目は、過差・奢侈の禁制によつて「王の徳」を示すという側面である。摂関期に入ると、過差や奢侈は災異や疫病の原因として捉えられるようになる。また同様に、疫病の蔓延と政治の得失が関連づけられるようにもなり、その結果、災厄と過差と政治とが結びついていく。⁽²¹⁾例えば、『春記』の長久元年（一〇四〇）の内裏焼亡に関する記事では、相次ぐ内裏の焼亡を「又過差甚盛之故歟」とする。⁽²²⁾また、『小右記』万寿二年（一〇二五）八月一九日条にも「天下災禍不_レ可_レ留事也、不_レ被_レ行_二儉約_一、何事停留乎」とあり、実質が過差を災厄の原因として捉えていることがわかる。王権の在り方と災厄の発生に相関が生まれたことで、「王権が過差や奢侈を禁制することにより、過差・奢侈が社会から減少する。すると世の安定がもたらされるとともに、災異や疫病が抑えられる。その結果『王の徳』が示される」という論理が生ずる。⁽²³⁾この結果、禁制は王権の強化の側面を獲得することになった。

ここまで挙げた過差の禁制の意義は、「過差は世や秩序を乱し、王権を危うくする。悪政や災厄の原因である過差を停止し、社会秩序を維持することこそ、王の徳であり善政である」と総括できよう。また、過差・奢侈そのものの効果として、奢侈が身分の越境に作用していたことが示唆された。では、もう少し時期を限定して、摂関期の貴族と過差の禁制がどのような関係にあったのか考えてみよう。

佐々木氏の研究から、平安時代中・後期において、古記録上で過差が問題とされる記述は、賀茂祭、五節、相撲節会の三つの行事に関連する記事に集中することが明らかになっている。⁽²⁴⁾本稿では便宜的に、賀茂祭、五節、相撲節会の三つの行事を〈禁制の主要三行事〉、もしくは単に〈主要三行事〉と総称する。〈主要三行事〉以外に過差を問題とする例としては、五十日や百日の祝い、婚礼などが挙げられるものの、⁽²⁵⁾過差の記述の大半は〈主要三行事〉である。

では次に、〈主要三行事〉における禁制の対象と、その内容を確認しよう。賀茂祭では、祭使とその従者が禁制の対象であり、制限される内容は従者の数や装束である。五節では、五節舞姫として奉仕する公卿・受領の子女などが禁制の対象となり、禁制は彼女らの華美な装束に制限を加える。相撲節会は装束の改替が制限される。また、纏頭の規制は全行事

にみとめられる。²⁶⁾ 以上のように、禁制の発布が特定の行事に限られること、禁制の内容は貴族の華美や風流を競う場での制限に限定されることから、摂関期における過差の禁制は、あくまでも貴族を対象としたものであったと言える。

このことから、過差・奢侈の禁制は、富裕な民衆に対する制限から、貴族に対する制限へと対象が移り変わっていったことがわかる。同時に身分の越境のために機能していた「奢侈」から、貴族同士が華美を競うための「過差」へとその性格にも変容があった。遠藤氏は、過差が発生する原因を貴族階層間の競合関係に求め、過差は貴族の名誉や威信の獲得手段であるとする。²⁷⁾ 貴族は華美を凝らすことにより、自身の経済力を含めた権力や権威を可視化することで、貴族間での立場の構築を狙っていたのだと考えられる。そして、このような目的を孕む行為を禁制する根底には、貴族に対する天皇の介入と統制というねらいが存在していたと言えよう。つまり、摂関期の過差の禁制に付与された役割は、過差の禁制によって貴族を統制することと、過差を制限することで結果として王の徳を示すことの二点であったと言える。また、『小右記』において、長和三年（一〇一四）の五節で過差の禁制から外れる行いがあったことについて、実資が「王化之薄歎、甚以嘆息」と記していることから、禁制が順守されるかどうかは王権の強さの尺度として捉えられていたことがうかがえる。²⁸⁾ 禁制は順守されなければ、王権の弱さを露呈したことに同義であった。この点から、禁制は王権の強さを可視化する役割も果たしていたことが示唆される。

（2） 三条朝における過差の禁制の役割

次に、過差の禁制が三条朝において、どのような役割を果たしていたのかを確認しよう。【表1】は、三条朝において実施された賀茂祭・五節・相撲節会における、過差の禁制の有無やその内容についてまとめたものである。相撲節会は、三条朝における実施回数数が極端に少なく、長和二年（一〇一三）に一度行われたきりである。²⁹⁾ また、寛弘八年（一〇一〇一）の大嘗祭は冷泉院の崩御により、長和四年（一〇一五）の五節は内裏の焼亡により、それぞれ停止となっている。そ

【表1】三条朝の過差の禁制

実施日	行事	禁制の有無	史料日付	内容	過差の有無	出典	備考
寛弘8.11.22	大嘗祭		寛弘8.11.22	大嘗会【停止】		日本紀略	冷泉院崩御により停止 冷泉院は同年10月24日崩御
長和1.4.24	賀茂祭	不明	長和1.4.21 長和1.4.24	齋院選子内親王御禊 賀茂祭当日条		小右記 小右記	内裏輪織と詰闇により、本来の形ではなかつたか 内裏輪織と詰闇により、本来の形ではなかつたか
長和1.11.20	五節	有	長和1.11.20	五節当日条/五節の間は過差を停止		小記目録	「同九年十一月八日、五節間停止装束過差事、」
長和2.4.19			長和2.4.19	齋院御禊副座及び賀茂祭祀の過差を制止す		小右記	童および従者の数の制限 服装に関する制限
長和2.4.21			長和2.4.21	齋院選子内親王御禊	有か	小右記 御堂関白記	
長和2.4.24	賀茂祭	有	長和2.4.24	倭約の宣旨、守られず	有	小右記	
長和2.4.29			長和2.4.29	賀茂祭使及び倭非違使を召問ひ、怠状を進めさせる		御堂関白記 小右記	御堂は4月28日に召問の旨あり
長和2.7.19	相撲節会	有	長和2.7.19	相撲節会	不明	小記目録	装束の規制あり
長和2.11.13	五節	有?	長和2.11.13	五節	過差見苦し	御堂関白記	11月15日条、童女御覧にかかるとある
長和3.4.18	賀茂祭	有	長和3.3.29 長和3.4.15 長和3.4.18	倭約の宣旨を下す 賀茂祭/齋院選子内親王御禊 賀茂祭	新制を守り過差なし 倭約の宣旨を守り過差なし*	小右記 小右記 小右記	金造の車なく、黒作の車あり *18日条では過差なしとされるが、翌19日条には過差の旨が記される。
長和3.11.19	五節	有	長和3.11.21 長和3.11.23	道長、過差の禁制に背く 禁制に背く	有 有	小右記 小右記	23日条にも禁制に背く旨あり
長和4.4.24	賀茂祭	有?	長和4.4.24	賀茂祭当日条	過差なし	小右記	
長和4.11	五節		長和4.11.19 長和4.11.20	五節【停止】		日本紀略	内裏の焼亡により停止

れら三例を除いた八例中、過差や過差の禁制について全く触れられていないのは長和元年（一〇一二）の賀茂祭のみである。すなわち、三条朝の賀茂祭と五節の実施例では、ほぼ毎回、過差の禁制が出されていることになる。なお、長和二年の五節と長和四年の賀茂祭については、禁制の有無は明言されていないものの、過差の有無に関する記述が存在するため、禁制が出されていた可能性は否定できない。

【表2】は一条朝・後一条朝の禁制の事例をまとめたものである。【表1】の三条朝と事例数を比較してみよう。一条朝では、一条の在位期間と比較して事例数が少なく、禁制も行事のたびに出されているわけではない。事例数や内容のばらつき背景として、史料の残存状況が指摘されるが、行事の当日条など関連記事が十分に残っていないながらも、禁制の有無や過差の有無を記さない場合も多い。これは一条朝に限らず、後一条朝でも同様である。このことから、一条朝や後一条朝では、禁制を行事毎に出していた可能性が低いと言える。また、一条朝では〈主要三行事〉を対象としない禁制が確認できるが、三条朝ではそうした禁制は確認できない点も差異として挙げられよう。³⁰ 後一条朝は、〈主要三行事〉を対象とする禁制として確認できる事例数は多いが、先にも述べたように、禁制や過差の有無が記されない〈主要三行事〉の記事が散見される。これらの点から、三条朝では前後の時期と比較して、過差を禁制することへの積極性が見て取れよう。また、三条が過差の禁制を特に重視し、行事毎に意識的に禁制を出していた可能性が示唆される。³¹

では、なぜ三条は行事毎に禁制を出す必要があったのか。三条が過差の禁制を頻発した背景として、次の三点が挙げられる。

一点目として、道長をはじめとする周囲の貴族たちとの関係の構築に課題を抱えていたことが挙げられる。摂関期においては、天皇と摂関家との紐帯として、生母が重要な役割を果たしたが、三条の生母である超子は、三条が幼い段階で死去している。超子は藤原兼家の女であるので、三条は道長の甥でもある。しかし、本来ならば天皇と摂関家を紐帯するはずの生母を早くに失った結果、三条は生母を通じた摂関家との関係構築の面で弱い立場にあった。そのため、三条と摂関

【表2】一条朝、後一条朝の過差の禁制

	日付	典拠	内容	備考
一条朝 寛和2(986).6.23～ 寛弘8(1011).6.13	永延2(988).4.14	政事要略	諸祭使従者等の綾羅織絹着用を禁止	
	永延2(988).7.28	日本紀略	相撲召合に関わる禁制	
	永延2(988).7.17	小記目録	五節童装束の改替を禁制	
	永延2(988).10.19	小記目録	五節の過差を禁制	
	正暦1(990).4.1	政事要略	賀茂祭使従者等の禁色着用などを禁止	
	長徳1(995).7.15	編年小記目録	御衣、公卿の衣の袖を縫い縮める	これ以前の発布か
	長保1(999).7.27	政事要略	身分をわきまえない綾羅の着用、紅・紫の着用、細美布の使用等を禁止	
	長保2(1000).7.27	権記	先年の内裏焼亡にともなう過差の禁制の記事	これ以前の発布か
	長保3(1001).11.25	権記、百鍊抄	内裏の焼亡に伴う過差の禁制	11.18 内裏火災
	長保4(1002).3.19	権記	造宮に伴う過差の制限	儉約により災いを消すという発想による
	長保4(1002).4.25	小記目録	同月20日の賀茂祭における過差違反者の記事	禁制があったか
	長保5(1003).7.2	小記目録	相撲節会での装束の改替を禁制	
寛弘1(1004).4.17	御堂閑白記	賀茂祭に際して従者数と新車の規制を命じる記事あり	道長が命じている	
寛弘2(1005).12.16	小記目録	美服を禁じる宣旨		
後一条朝 長和5(1016).1.29～ 長元9(1036).4.17	長和5(1016).3.28	小右記	賀茂祭の装束・童の規制	道長発の新車の禁止もあり(4.21)
	寛仁3(1019).4.19	日本紀略	賀茂祭の牛童の装束に関する規制があったか	
	寛仁3(1019).7.18	小右記	相撲節会の装束に関する規制	
	治安3(1023).7.26	小右記	相撲節会に関して、官人以下の美服および公卿の二襲着用を禁ずる	頼通発
	万寿1(1024).7.29	小記目録	相撲節会の装束改替の禁制	
	万寿2(1025).11.8	小右記	五節にて美服と改替を規制	
	万寿3(1026).4.17	左経記	賀茂御視に関して車と衣袴の規制があったことがうかがえる	
	万寿4(1027).4.11	小右記	賀茂祭使の従者数及びその過差に関する禁制	
	長元1(1028).10.3	小右記	五節にて綾衣とその枚数を規制する	美服および纏頭の禁制もあり
	長元2(1029).4.10	小右記	賀茂祭に対して従者および美服の禁があったか	
	長元2(1029).7.12	小右記	相撲節会の装束禁制	
	長元3(1030).4.15	日本紀略	賀茂祭に際して禁制があったか	
	長元3(1030).9.3	小右記	長保の美服を参考に禁制を出したか	
	長元4(1031).7.25	小右記	相撲節会での装束禁制	
	長元5(1032).12.25	小右記	僧侶に対する美服の禁制	僧綱所からの申請による

※【佐々木氏2008 a】【西村氏1991 a】【西村氏1991 b】をもとに作成。

家をはじめとする貴族との間の関係が希薄になりがちであった可能性が十分に考えられる。また、三条は即位の時点ですでに壮年であり、主体的に政治を執ることが可能な天皇であった。そうした状況でも相まって、三条にとっては目に見える形で貴族を統制し、天皇としての徳やリーダーシップを示すことが、特に重大な関心事であったと考えられる。

二点目として、貴族の統制の可視化を実現するために恃みとなる

強大な勢力や、そのために一丸となれるような近い存在に乏しかったことが考えられる。生母や生母を通じた摂関家との関係は先に述べた通りであるが、三条はキサキについても、彼女らの生家が三条の後ろ盾となることを期待できない状況にあった。こうした状況から、自らが先頭に立ち、率先して立場を作り上げていく必要があった。三条には四人のキサキがいたが、三条が即位した時点で、三条のキサキであったのは、のちに三条の皇后となる藤原成子と、同じく中宮になる藤原妍子の二人である。藤原成子は、贈右大臣藤原濟時の女であるが、濟時は長徳元年（九九五）に没している。残された成子の兄弟である為任、通任も高位にあったわけではなく、彼らが三条を政治的に盛り立てることは困難であった。

藤原妍子は道長の二女である。妍子が三条の後宮に入り、中宮となるのは、道長が円融―一条系のみならず、冷泉―三条系にも自身の系譜をつなぐ可能性を確保するためであったと考えられる。しかし、三条にとり道長は、自身の片腕として、共に同一の目標に向かって邁進するほどの関係性にはなりえなかった。また、三条は自身の片腕的役割を、実資をはじめとする小野宮流に求めた。しかし、実資は、三条に対して常に肯定的な立場にあったわけではなく、『小右記』には三条に批判的な記述も見受けられる。三条にとっては、「自身の力で」天皇としての求心力を得る手段が必要であり、そのために禁制を用い、自身の立場を安定させようと図ったのだと考えられる⁽³³⁾。

三点目として、三条は壮年で即位したことから、親政への意識や自分で事を動かそうとする意識が高かったことが指摘できる。成子の立后儀の主導や、伊勢への奉幣使の発遣などから、三条が自身の思惑通りに事を運ぼうとする傾向がみられる⁽³⁴⁾。自身の力で全体を動かそうとしたときに有効な手段となるのは、天皇たる者にしかできないこと、すなわち天皇大権の行使である。その点においては、天皇の徳を示す機能をもつ過差の禁制は、天皇にしか行使できないものである。そのため、自身で政治を執るといふ政治姿勢を満たす意味でも、過差の禁制は三条にとって、有効な手段であったと言える。

右記のような背景から、過差の禁制が自身の立場を安定させる方策、主体的に政治を動かすための方策として機能する

ことを期待し、三条は禁制に対する積極的な姿勢をとったのだと考えられる。

二、 三条朝における過差の禁制の実態

(1) 長和二年の賀茂祭における過差

長和二年の賀茂祭は、過差の禁制とその順守をめぐり、三条と道長の軋轢を示す事例としてたびたび引用される。⁽³⁵⁾ 過差の禁制が出ていたにも関わらず、この年の過差は、例年をはるかに超えるものであった。長和二年の賀茂祭に対する禁制の内容を次の【史料一】に示す。

【史料一】『小右記』長和二年（一〇一三）四月一九日条⁽³⁶⁾

十九日、庚辰、今日初乗^レ新編代車、但不^レ出^レ家中、臨^レ見池頭、小兒一両・女房相乗、頭弁朝経来伝^レ勅、禊前^(a) 驅并祭諸使従者廿人・童六人、不可^レ過^レ此数、可^レ禁^レ着^レ織物、童装束不可^レ着^レ二襲、仰^レ檢非違使^レ可^レ令^レ制止者、密々有^レ伝^レ勅之事、不能^レ記耳、召^レ遣藏人弁景理、即来、仰^レ可^レ制止^レ過差^レ之事、禊祭日使官人等侍^レ列見辻、惱可^レ加^レ制止^レ之由等也、頭弁云、童并従者等数、左符所^レ奏、不可^レ着^レ織物^レ之事、出自^レ叡慮、（後略）^(b)

傍線部より、禁制の内容は次の二点であったことがわかる。

- (a) 齋院御禊前駆および賀茂祭の諸使の従者は二〇人、童は六人を超えてはならない。
(b) 織物の着用および童装束を二襲着用することを禁じる。

また、破線部から、従者や童の人数の制限は道長の奏上により、着用する装束の制限は三条の提案によるものであったことも知られる。しかし、定められた禁制は、齋院御禊・賀茂祭のどちらにおいても順守されなかった。まず、二一日の齋院御禊の様子から確認しよう。

【史料二】『小右記』長和二年（一〇一三）四月二一日条

廿一日、壬午、（中略）於大宮院北辺見物、御牛良久不度給、遣使令見、申云、於世尊寺辺御車轅折、仍暫遲留之間、雨脚更降、供雨皮之程、弥以遅々、衝黒度給、次第使代兵部少輔為忠隨身使部二人（着黄衣）、太見苦、依件役不安所為坎、今日使官人只左衛門府生良信一人參院之由、看督長申、而不見如何、右衛門佐代侍從（前見）顯基童不見、自輒負小路相從云、疑是着禁制裝束坎、後聞、着織物之童八人乘車、過予車前、下自車云々、相袴左府被調、織物狩衣袴内府所被調云々、憲法立破、為人被朝耳、

【史料二】において実資は、源顯基の童が見えないことから、禁制の装束を着しているのではないかと訝しがっている。後に聞くとところによれば、顯基の童は禁制されている織物を着していたようであり、さらに顯基は、童を車に乗せ、数をごまかすようにして実資の車前を通過していた。また、童は八人いたようである。禁制では童の数は六人と規定されていたので、顯基は装束と従者の数の両面で禁制を守らなかったということになる。

次いで、賀茂祭当日の二四日条を【史料三】に挙げる。

【史料三】『小右記』長和二年（一〇一三）四月二四日条

廿四日、乙酉、（中略）於大宮院北辺見物及昏、過差之甚、万倍例年、是制立之所致也、依左府気色、祿日前驅祭所過差、内奏可停過差之由、外仰不可拘制之事、不恥天地、他事可推矣、過差人々、近衛府使左少将忠経、童十人着織物、雜色并舍人相合五十人、雜色册余人皆着絹狩衣・袴、馬寮使左馬権頭保昌、童八人着縑衣・袴、雜色・舍人相加五十人、但童六人度予車、今二人自別道相加云々、是御祿日源中納言所為例坎、不宜事也、皇后宮使大進良道、雜色卅人、東宮使権亮道雅、童十人着織物、雜色・舍人等相加五十人、但雜衣着紅色衣、童六人・雜色廿人度予車前、自余取別道相加云々、近衛府使・皇太后宮使（大進為義朝臣）、東宮使或片口、或二人、近衛府生取之、就中右近府生正武布衣着織物、官人着禁色、未聞之事也、何況近衛

【表3】長和2年 賀茂祭にかかわる過差

行事名	過差の主体	内容	備考
齋院御視	兵部少輔平為忠の隨身使部2人	黄衣を着す	過差ではないが、黄衣は「太見苦」。
齋院御視	侍従源顕基の童8人	禁制されている織物を着す	実資の車の前を車に乗って通りすぎ、あとで下車したとのこと。
賀茂祭	近衛府使左少将藤原忠経	童10人織物を着す 雑色・舎人50人 雑色40余人は絹狩衣・袴を着す	
賀茂祭	馬寮使左馬権頭藤原保昌	童8人、雑衣・袴を着す 雑色・舎人50人	実資の車前を通ったのは6人で、2人は別の道を行ったか。
賀茂祭	皇后宮使大進藤原良道	雑色30人	
賀茂祭	東宮使権亮藤原道雅	童10人織物を着す 雑色・舎人50人	雑色は紅色の衣を着す。 童6人雑色20人が実資の車前を通る。
賀茂祭	右近府生清井正武	布衣に織物を着す	官人が禁色を着すことに対する実資の嘆き。

※「小右記」長和2年4月19日条、21日条をもとに作成。

等装束無_レ非_二綾織物_一、過差之甚、不知_二今年虧損_一、憲法只在_二一人御心_一歎、万人以目而已、(後略)

【史料三】として挙げた部分の冒頭より、過差が例年以上に甚だしいものであったことがわかる。また、「依_二左府気色_一、禊日前驅祭所過差、内奏_下可_レ停_二過差_一之由_上、外仰_下不_レ可_レ拘制_一之事_上」とあるように、一方では禁制を奏言しつつも、他方では禁制にこだわる必要はないとする道長の姿勢を実資は非難している。禁制を守らなくてよいとする道長の姿勢は、【史料二】で道長が顕基の童装束を調べていることにも表れている。

また、【史料三】には、「過差人々」として、多数の人物名と過差の内容が記される。賀茂祭にかかる過差を次の【表3】に示す。この年の禁制では、従者の数は二人、童は六人を超えてはならず、装束は織物の着用と童装束を二襲着すことを禁じている。しかし、【表3】から「過差人々」は従者の数、織物の禁制ともに順守していなかったことがわかる。なかでも、藤原保昌と藤原道雅に至っては、実資の車前を通る従者の数を調整し、数をごまかすような行動をとっている。また、装束の過差では、織物の着用以外にも、今回は禁制として明言されていないが、雑色が紅色の衣を着す、官人が禁色を着すなどの逸脱が見られることも記されている。

従来、長和二年の賀茂祭をめぐる過差は、道長による三条への圧力と理解されてきた³⁷⁾。そのように解釈されてきた背景として、過差が例年以上に甚だしかったことはもちろんのこと、三条と道長双方の発案によって出された禁制を道長自身がない

がしろにしているとれる記述が『小右記』に残されていることが挙げられる。さらに、『御堂関白記』長和二年四月二
四日条の賀茂祭の記事において、「雖^レ有^レ儉約^レ宣旨、過差自^レ例甚」と記されていることから、道長も過差が例年以上で
あるとの認識を持っており、その上で道長が悪意をもって過差を主導したのではないか、との解釈もできる。従来指摘さ
れてきた、過差による三条への圧力、いやがらせという見解は、道長ら貴族が過差の禁制を否定することで、三条の王權
の徳を否定しようとしたという図式ともにあつた。これは長らく通説であつた、土田氏が提示した三条と道長の対立構
図が常に援用されてきたことによるものである。また、先に挙げた【史料三】を、土田氏の示した通説的な「道長と対立
する三条」というイメージの下に解釈した結果の理解でもあると言えよう。

一方で、貴族が過差によって、三条の天皇としての徳や資質を否定しようとしたとする解釈には聊かの疑問が残る。長
和二年の賀茂祭の過差は甚だしいものであり、禁制も順守されなかつたが、以降の賀茂祭では、長和二年ほどの違反は見
受けられないからである。翌長和三年の齋院御禊では、「前驅從者數如^レ新制、無^レ過差人、又副馬之近衛舍人不^レ着美
服³⁸」とされるし、賀茂祭当日条でも、「次第事違濫太以多々、但無^レ過差事、守^レ儉約宣旨³⁹」とするように、実資は
禁制が順守されるととらえている。⁴⁰ また、翌々年の長和四年の賀茂祭に関しては「今般無^レ過差、立^レ童從者⁴¹如^レ法」
とされ、過差を確認することはできない。それゆえ、三条朝において賀茂祭の過差が最も甚だしかったのは長和二年で
あつたと言える。一方で、三条と道長の関係は、年を追うごとに悪化傾向にある。例えば、三条と道長の間では、讓位を
めぐって激しい対立が生ずるが、この対立は、長和二年をピークとするわけではない。むしろ、道長の讓位の要求のピーク
は、長和四年の秋から冬にかけてである。また、五節の過差を合わせても、三条朝の〈禁制の主要三行事〉においては、
長和二年の賀茂祭以上に大々的な過差の例は記されない。仮に、道長が過差を天皇批判の手段として用いていたのだとし
たら、三条と道長の関係の悪化と過差との間に相関関係が見られるはずだが、関係の悪化に伴い過差が激しさを増すとい
う結果には至らない。

また、三条と道長の関係性を追っても、長和二年の四月段階では、道長が三条を強く批判したり、三条の王権を表立って否定したりする状況にあったとは言い難い。そもそも、三条と道長の関係は、三条の即位後の関係が取り沙汰されがちで、両者が常に対立状態にあったかのよう示されることが多いが、東宮時代の三条と道長には明確な対立関係は見られない⁴²。また、道長の二女妍子は長和元年二月に三条の中宮に立っており、長和二年の四月時点では、妍子には皇子誕生の可能性も残されていた。妍子が禎子内親王を産むのは長和二年七月のことである。禎子の誕生は、道長が冷泉―三条系をあきらめ、円融―一条系に自身の系統の希望を一本化するきっかけになったことは間違いないだろう。しかし、長和二年の賀茂祭の時点では、禎子は誕生しておらず、道長が三条を強く非難する必要性はなかったと考えられる。

以上のことから、長和二年の賀茂祭において、道長が過差の禁制を順守しなかったことを、道長の三条に対する圧力、政治的パフォーマンスであったとすることはできない⁴³。

では、なぜ長和二年の賀茂祭において甚だしい過差があり、禁制が順守されなかったのだろうか。これは、前章で述べたように、この時期の過差が経済力を含めた権力や権威の可視化による、名誉や威信の獲得手段として機能していたことと深く関係していると考ええる。長和元年の賀茂祭、すなわち、三条朝で初めての賀茂祭は内裏触穢および冷泉院の諒闇の期間でもあった。このことが影響し、長和元年の賀茂祭は本来の賀茂祭の形ではなかった可能性が考えられる⁴⁴。過差が貴族の威信を誇示するものであるならば、当代の天皇の最初の行事は、貴族の威信を誇示する最大の機会である。しかし、長和元年の賀茂祭は内裏触穢や諒闇の影響があり、貴族の威信をかけた舞台は長和二年に持ち越された可能性が指摘できる。それゆえ、長和二年の賀茂祭の過差においては、貴族の思考はあくまでも貴族間の競争に向いており、三条を攻撃する意図で過差が行われていたとは言い難い。

また、過差を行うことが、天皇権力の否定を意図するものでなかったことの傍証として、長和二年の五節において、道長が頼通や彰子の過差を非難していることを挙げることができよう⁴⁵。道長が頼通や彰子の過差を非難していることに加

え、過差の中心人物が頼通や彰子といった、三条とは表立って対立しえない人物であることを踏まえると、過差の禁制に背くことや甚だしい過差が、直接的に天皇に圧力を加える手段として貴族間で認識されていたとは考えにくい。

(2) 過差をめぐる貴族の立場のゆらぎ

前項では、長和二年の賀茂祭における貴族の過差はあくまでも彼らの威信の誇示のために機能していたことを述べた。貴族にとつては、過差は自身の立場のため、否定できない存在であったと言えよう。一方で、貴族の奉仕対象である天皇は、過差を禁制することで、自身の権威を高めようとする。そのため、貴族にとって過差は、肯定されるべきものであると同時に、慎まなければならないものでもあった。⁽⁴⁶⁾ 貴族は過差について、肯定されるべき意義と否定すべき責務の矛盾を抱えていたことになる。そうした微妙な立場にある貴族にとつて、過差のもつ肯定的要素が否定的要素にまさったとき、また、宮廷社会での自身の威信を優先したときに、過差が発生するのだと考えられる。それが顕著であったのが、長和二年の賀茂祭であったと言えよう。実際に、古記録には過差に対する否定的な観念もしばしば見られ、貴族の過差に対する二面性がうかがえる。本項では、道長と実資の過差に対する態度を通じて、過差をめぐる貴族の立場が、状況に応じ揺れ動いていたことを確認する。

まず、道長の過差に対する態度から見ていこう。長和二年の賀茂祭では、過差を煽動するような動きを見せていた道長であったが、常に過差に肯定的な立場にいたわけではない。前項でも挙げたが、長和二年の五節では童女の装束の華美に苦言を呈している。

【史料四】『御堂関白記』長和二年（一〇一三）十一月五日条

十五日、癸卯、御覧^(顯光)五節童女・下仕^(頼通)、右大臣童女等稱^(彰子)病由^(太)不^(彰子)參、自余^(教通)參上、左衛門督童女・下仕装束甚見苦過差、是童装束權大納言所^(頼通)送、下仕装束皇太后宮^(太)給云々、都非^(彰子)可^(彰子)言、即退出、

この年の五節舞姫は左衛門督、すなわち藤原教通が奉仕することになっていた。その際の童女の装束は教通の兄である権大納言頼通が、下仕の装束は姉である皇太后彰子が調えたという。それに対し道長は、「左衛門督童女・下仕装束甚見苦過差」と頼通と彰子が調えた衣装の過差に苦言を呈している。

一方で、翌長和三年の五節においては、新中納言藤原頼宗の童女、下仕の装束の過差が見られ、『小右記』では道長の関与が疑われている。

【史料五】『小右記』長和三年（一〇一四）一月二二日条

廿一日、癸卯、（中略）左府候御前、大納言（頼通）、中納言（頼宗）、三位中将（能信）、参議（公信）、侍殿上、御覧童女、新中納言童着無文織物相、下仕着無文織物唐衣、兼有可禁過差之仰上、而童女・下仕着織物、更無勘当、相府被申不可有禁断之由上、亦六位着紅色、是有不可着之仰上、而不憚着用、強乖叡慮、王化之薄坎、甚以嘆息、施張只懸執權臣之心、明日於五節所脱衣之事、兼不可令然之由、殊有勅命云々、而相府命云、可無此制者、仍蜂起可脱云々、万人背善従悪、侮主敬臣耳、如愚者、豈然哉、

童女御覧における、頼宗の童女および下仕の装束が禁制に反していたが、その華美な装束に対する譴責はなかったという。また、道長の過差を煽動するような態度や、人々も道長に従い禁制を守ろうとしない状況が記される。こうした状況に対し、実質は「強乖叡慮、王化之薄坎、甚以嘆息、弛張只懸執權臣之心」「万人背善従悪、侮主敬臣耳、如愚者、豈然哉」などと嘆きを書き連ねている。

ここで挙げた史料中の過差の中心人物は、【史料四】においては頼通・教通・彰子であり、【史料五】では頼宗であった。前者は源倫子の子で、後者は源明子の子という違いはあるものの、みな道長の子である。また、行事も同じ五節であるが、道長の主張は一貫していない。

さらに、『史料五』のように『小右記』では終始道長の過差を批判する実資も、過差に抗えたわけではなかったようである。例えば、長和二年の賀茂祭（史料三）で過差の人物として挙げられた中に、右近衛府生清井正武がいる（表3）。当時実資は右近衛大将でもあったので、正武の過差は、実資が自身の部下を統率しきれないことを示唆している。また、長和三年の賀茂祭では、実資の隨身も綾支子染衣を着している。長和三年の賀茂祭の禁制については、次項で詳細に検討するため、禁制の内容の詳細は省くが、この年は織物の禁制が緩められている。つまり、禁制から逸脱しない範囲でならば、実資も綾や織物を着すことそのものには否定的ではなかったのである。

また、過差を完全に否定し、贅沢をせず、質素な装束を着せばよいというものでもなかったようである。長和二年の賀茂齋院御禊の記事（史料二）に、「次第使代兵部少輔為忠隨身使部二人（着^レ黄衣^一、）太見苦、依^レ件役不^レ安所^レ為^レ款^一との箇所がある。平為忠の隨身が当てつけのように黄衣を着していたことに対して、実資は「太見苦」というのである。黄衣は無位の者が着る浅葱の衣である。一方で実資は、賀茂祭、五節ともに雑色や六位が紅衣を着すことに対しては逸脱であるとする。これらの点から、行き過ぎず、かと言って不足もなく、状況と身の丈にあった装束を着すというのが、最も求められていた装束の在り方であったことが示される。

このように、貴族にとって過差は、肯定と否定の間の微妙な位置にあった。また、実資のように禁制は順守すべきとの立場をとっていた人物であっても、美麗な装束そのものを完全に否定したわけではなかった。貴族は、過差と過差の禁制のジレンマの中に、常に置かれていたのである。

（3） 禁制の効果的な運用の模索

貴族が過差と過差の禁制のジレンマの中にあつたように、天皇もまた、同様のジレンマを抱えていた。天皇も宮廷社会を構成している一要素である以上、単に過差を抑圧したのでは、かえって王権は宮廷社会から疎外される⁽⁴⁸⁾。ゆえに、天皇

にとつても過差は完全には否定しきれないものであった。宮廷社会を円滑に運営するため、宮廷社会における過差の重要性と過差の禁制のもつ意義の間で、天皇は過差を統制する必要性があった。それゆえ、天皇と貴族双方の利害の間で、双方にとつて納得のいく内容の効果的な禁制の在り方を探ることが、天皇には求められていたと言えよう。

三条もまた、過差の禁制を通じた貴族の統制と、宮廷社会における過差の意義のジレンマの中にあつた。禁制を發布し、貴族の過差を統制することで、三条は天皇としてのリーダーシップを目に見える形として示すことができる。その一方で、貴族が抱える過差の意義をないがしろにすることもできず、過差と過差の禁制のジレンマを乗り越える必要があつた。実際に、三条朝の過差の禁制では、天皇と貴族双方の利害のバランスを取り合うような禁制の在り方が見受けられる。その様子の具体例として、長和二年と長和三年の賀茂祭における禁制を比較、検討する。長和二年の禁制については、先に【史料一】として挙げている。次に【史料六】として挙げるのが長和三年の禁制の内容である。

【史料六】『小右記』長和三（一〇一四）年三月二十九日条

廿九日、甲寅、（中略）儉約宣旨下了、左相府云、不_レ可_レ隨身_一身童部_一、可_レ從_二雜色八人_一、不_レ可_レ令_レ著_二紅色_一者、手振十二人下襲袴可_二調与_一者、可_レ具_二半臂_一者、手振不_レ具_二半臂_一、而近代依_二左府命_一、具_二半臂_一云々、

【史料六】から、長和三年の過差の禁制の内容が、童部を隨身してはならない、雑色の人数は八人に限る、雑色に紅色の装束を着用させてはならない、の三点であつたことがわかる。前年の長和二年の禁制（【史料一】）との違いとしては、童隨身の禁止が挙げられる。また雑色も八人に制限された。【史料一】の禁制を受けた長和二年の賀茂祭の史料では、童、雑色の数が禁制の人数である従者二〇人、童六人を超過する例が多く見られたことから、人数の規制の面では、禁制が強化されていると言える。

一方で、長和三年の禁制では、雑色に紅の装束を着用させることを禁じてはいるものの、長和二年の禁制で制限のあつた、織物の着用については言及していない。そして、【史料六】の禁制を受けた長和三年の賀茂祭は、人数および装束の

面で実資の目に留まる過差はなかったことが『小右記』長和三年四月一八日条から分かる。⁽⁴⁹⁾なお、脱衣、纏頭に関しては、『小右記』長和三年四月一九日条で問題とされるものの、⁽⁵⁰⁾『史料六』で具体的に言及されている禁止事項については順守されていると言えよう。

従者の数は前年より制限されたものの、過差や大きな逸脱にはつなげていない。また、装束の禁制は緩和されており、装束についての違反も発生していない。一方で、**【史料七】**より、実資の隨身が織物を着用していることがわかり、行事の装束そのものが簡素になったとは言い難い。

【史料七】『小右記』長和三（一〇一四）年四月一五日条

十五日、庚午、（中略）右兵衛尉藤原惟道申、予隨身近衛紀元武為レ籠、而着二綾支子染衣一、看督長三人捕二元武一、其処堀河橋東頭、元武執二馬口一不レ離、已如二拏攫一、惟道所レ騎馬左大臣家馬、彼馬舍人欲レ打二看督長一、仍不レ能レ搦二得元武一、此間作法還損二朝威一、使官人等集二会列見辻一、任二放看督長一令レ断二非違一如何、左大臣隨身等着二綾衣一、而不二糺行一、似レ有二偏頗一、見物間於二所々一破二却禁物一云々、

これらの点から、織物の着用の可否と禁制の順守との間に相関関係があることが示唆される。**【史料三】**より、織物の着用が禁止された長和二年の賀茂祭においては、装束をめぐる違反者が多く出ていることから、過差を競う手段のなかでも、装束の担う役割が特に大きいものであったことが推察される。貴族にとって、威信の誇示のため最も欠くことができないのが装束であったのだろう。よって、長和三年の賀茂祭の禁制では、織物の着用を制限しなかったことが、過差の禁制の順守につながったのだと考えられる。

以上のことは、賀茂祭や五節の禁制の内容が、その時々の実態に即した内容に改められ、発布されていた可能性を示している。⁽⁵¹⁾三条の場合は、過差を実際に順守可能な範囲で制限することを試みていた可能性が示唆される。禁制は時にその内容如何ではなく、禁制が順守されたか否かの結果を重視することもあったのだろう。特に三条朝では、発布した禁制を

「順守させる」ことで、目に見える形でリーダーシップの形成を狙ったと考えられる。

また、禁制の内容が実態に即して改められるということは、三条にとって過差は徹底して抑え込まなければならぬものではなかったということも示している。一方で、前章でも確認したように、過差の禁制自体は、三条朝において定期的に出されている。つまり、三条朝では、過差を絶対悪として糾弾するよりも、禁制を行事毎に欠かさず発布し、その禁制を十分に「順守させる」点に主眼が置かれていたと言える。過差の禁制を状況に即して変化させ、禁制を「順守させる」ようにするということは、禁制の意義のなかでも貴族の統制面を重視していると考えられる。禁制が十分に守られることで、貴族を自らの意思のもとに置いておくことを形として示すことが重要とされたのだと言えよう。

このことは、三条が、過差の禁制を頻発することで、自身の立場の安定化につなげようとしたという点と根本でつながっている。また、三条朝における過差の禁制の在り方は、三条が常に天皇としての徳やリーダーシップを示す機会を欲していたということを示すと同時に、三条の天皇としての立場が脆弱なものであったことも示唆している。その上で、自身の抱える課題に対して策を講じようとする、三条の政治姿勢をも映し出していると言えよう。

おわりに

以上、三条朝の過差の禁制の検討から、三条天皇の政治姿勢について考えた。最後に、ここまで述べてきたことを振り返りつつ、改めて三条の政治姿勢を考察し、全体の総括としたい。

過差の禁制の意義として、従来は、身分秩序の維持に代表される儒教的意義と、天皇としての徳を示す意義の二点が指摘されるところであった。それに加えて、摂関期の過差の禁制が主に貴族を対象とすることから、摂関期になると、禁制は天皇が貴族を統制するための手段としても機能したことを指摘した。一方で、貴族にとって過差は、貴族社会における

自身の立場や威信を誇示する手段であった。そのため、貴族社会とも密接にかかわり、その一部にも組み込まれている天皇にとっては、過差は支配者側からは規制すべきものであったが、完全に否定することができないものでもあった。

摂関期の過差の禁制は、賀茂祭、相撲節会、五節の三つの行事に事例が集中する。そして三条朝では、それら三つの行事においては、必ずと言ってよいほど過差の禁制が出されている。これは、前後の一条朝、後一条朝と比較しても、三条朝に特徴的な点であると言える。禁制の効力は、その行事限りとされるため、行事毎に禁制が發布されることと、三条朝において過差の禁制が順守されていないこととの相関を単純に論ずることはできない。むしろ、行事毎に禁制を出すことは、三条の政治に対する意識の高さを示していると考えられる。

三条が過差の禁制を頒発した背景として、三条と周囲の貴族たちとの関係から、三条が天皇としての徳やリーダーシップを目に見える形で示す必要があったこと、そのために、協力を期待できるような強大な後ろ盾がなく、自分の力で事を押し進めねばならなかったこと、そもそも親政への意識が強く、政治に対して積極的な姿勢であったことなどが挙げられる。三条の持つこのような背景から、過差の禁制は三条にとり、政治的な活動や貴族への介入のために最も効果的な手段であったと考えられる。それゆえ、禁制の積極的な発布は、三条の政治に対する積極的な姿勢を映し出していると言える。

これまで、三条朝の過差の禁制をめぐることは、特に長和二年の賀茂祭の過差が取り上げられ、藤原道長との対立関係の枠組みのなかで論じられてきた。道長を筆頭とする貴族が禁制を順守しなかったことは、三条に対する圧力ないしは対抗であると考えられ、道長らの行動には、三条の王権の否定という意味づけがされてきた。この点について本稿では、この時期の貴族の過差は、過差の持つ威信の誇示の側面が強かったとし、道長をはじめとする貴族が過差の禁制を順守しなかったことは、道長の三条に対するいやがらせや王権に対する挑戦を意図するものではないと指摘した。また、貴族も常に過差を肯定していたわけではなく、肯定と否定の間で微妙な立ち位置にあったことを確認した。三条朝における過差の禁制

は、三条の政治的な思惑と貴族社会の過差に対する価値観の間で議論されるべきものであり、貴族が過差の禁制を順守しなかったことと、三条朝を否定することは直接的には結びつかないことを、今後の三条朝研究および過差の研究の留意点として提起したい。

一方で、禁制が順守されなければ、貴族への統率力を欠いたことと同義とみなされ、王権の弱さを指摘されることにもなる。そのため、三条の側としては、禁制を「順守させる」ことを重要視していたと考えられる。それゆえ、三条は過差を一部は認めることで、禁制が徹底される状況を作り出そうとしていた。制限を緩和し、過差を是認することから、三条は貴族の過差に屈したのではないかとの見方もできよう。ただ、三条が行事毎に禁制を発布していることから考えて、三条が禁制を政治の手段として用いていたことは明らかである。その点を踏まえると、天皇の立場から言えば、貴族の過差を全面的に容認するのではなく、貴族の希望と自身のねらいのバランスをとり、あくまでも、禁制が「順守されている」という、いわば建前を創出することが三条にとっての「勝利」であったと考えられる。そのため、天皇からみれば、禁制の内容の調整は貴族に屈したのではなく、状況を踏まえた対応の結果ということになる。

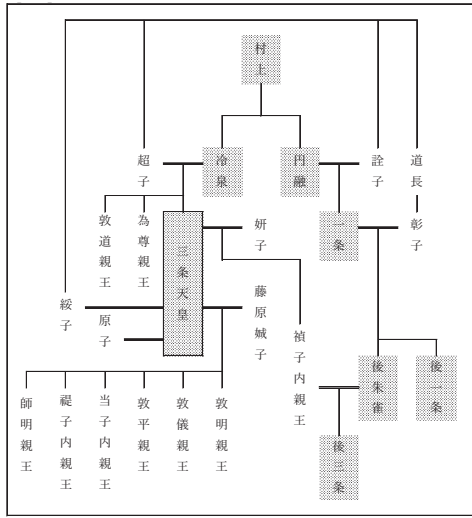
では、なぜ三条は、状況に合わせて禁制の内容を調整しながらも、過差の禁制にこだわったのだろうか。それは、三条にとって過差の禁制は、自身を天皇たらしめ、天皇であることの証明と確認として機能するものであったからであろう。そのため、禁制を出しても守られず、王権の弱さを露呈する結果を招くことが最も問題であった。王権の弱さを露呈することは、そもそも権力基盤に不安を抱えている三条にとっては死活問題であった。そのため、状況に即した「順守される」禁制を出すことで、天皇が貴族を統制していることを確実に可視化することで、王権の安定化を試みたのだと言える。

本稿では、従来のような、道長をはじめとする貴族層との対立関係の検討を中心とする、三条天皇論からの脱却を試みた。その結果、過差の禁制を政治的手段として用い、三条朝が抱える王権としての不安要素に対応しようとする、三条の

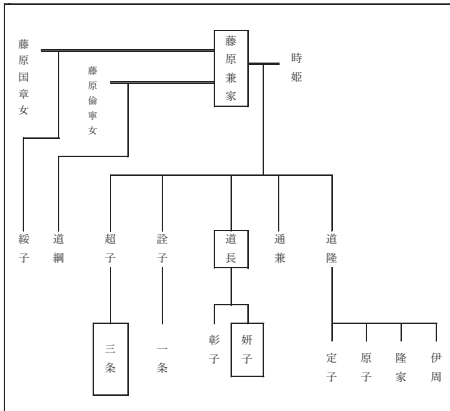
姿勢が明らかとなった。禁制を通じて、自身の王権を確認し、立場を維持しようとする三条の姿勢は、政治に対する積極性と主体性をも示している。この点に、従来の三条像とは異なる、三条の天皇としての在り方や政治性的一端を見出すことができよう。

〔附記〕本稿は令和元年八月二三日に行われた「第四七回古代史サマーセミナー」（於国立歴史民俗博物館）での、同題の報告をもとに、質疑内容を踏まえて加筆修正し、成稿したものである。

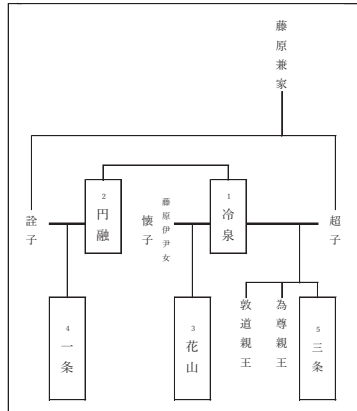
【図1】 三条天皇周辺系図



【図3】 藤原氏周辺系図



【図2】 天皇家周辺系図



各天皇の上の数字は即位の順番を示す

註

(1) 三条と貴族層の関係をめぐる、対立関係以外の論考としては、三条と藤原実資の関係に関するものを挙げる事ができる。三条は藤原実資を政治的に恃みとしていたようであり、関口氏、松菌氏、加納氏、河北氏などが両者の関係について言及している。以下にその主な論考を挙げる。

関口力「藤原実資」(同『撰関時代文化史研究』、思文閣出版、二〇〇七年。初出は「藤原実資考―城子立后奉仕に關連して―」、『史学研究集録』四、一九七八年。および、山中裕編『古記録と日記』所収「小右記」、思文閣出版、一九九三年)。松菌斉「藤原実資―小野宮右大臣」(元木泰雄編『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂出版、二〇〇五年)。加納重文a「小野宮実資―小右記」(同『明月片雲無し―公家日記の世界』、風間書房、二〇〇二年。初出は『国文論藻』一、二〇〇二年)。加納重文b「三条天皇」(同『明月片雲無し―公家日記の世界』、風間書房、二〇〇二年。初出は平安文学論究会編『講座平安文学論究』第七輯、風間書房、一九九〇年)。河北騰「小右記と藤原実資の意識」(同『歴史物語の新研究』、明治書院、一九八二年。初出は「平安貴族の政治意識―藤原実資の小右記を中心にして―」、『獨協大学教養語学研究』一四卷、一九七九年)。

(2) 倉本一宏「撰関期の政權構造―天皇と撰関とのミウチ

意識を中心として」(同『撰関政治と王朝貴族』、吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は山中裕編『撰関時代と古記録』所収、原題「撰関政權の構造モデル―天皇と撰関とのミウチ意識を中心として―」、吉川弘文館、一九九一年)。

(3) 三条が自身の主導で物事を進めようとした例としては、長和元年四月の三条女御藤原城子の立后儀や長和四年の伊勢奉幣使の発遣などが挙げられる。また、人事の面でも、三条が自身の希望を押し通そうとする例などが見られる。

(4) よく示される対立・不和の例としては、長和元年四月二七日の三条女御藤原城子の立后儀に対するいやがらせともとれる道長の態度や、三条朝後期における道長の讓位の要求とそれに対する三条の反応などが挙げられる。

(5) 土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(栄華への道―中央公論社、一九六五年)。

(6) 土田氏の論に基づいた三条朝研究には、元木泰雄「三条朝の藤原道長」(同『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出は上田正昭編『古代の日本と東アジア』小学館、一九九一年)、中込律子「三条天皇―藤原道長との対立」(元木泰雄編『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂出版、二〇〇五年)などがある。

(7) 服部一隆「城子立后に対する藤原道長の論理」(『日本

『歴史』六九五、二〇〇六年、一・一六頁)。「小右記」と『御堂関白記』の皇子立后儀当日条の比較検討から、藤原皇子の立后儀における道長のいやがらせとされる諸問題は、意図的ないやがらせではなく、偶然が重なってそうなったに過ぎないとする。

(8) 黒滝哲哉「平安時代史研究への一感—三条天皇退位事件を題材に—」(『史叢』第九二号、二〇一五年、五三・六三頁)。道長の三条への譲位の要求については、三条の病を背景に皇統の安定的継承に対する不安が存在し、道長はそうした事態を克服すべく譲位の要求を行ったとする。

(9) 三条の伝記的研究である、倉本一宏『三条天皇—心にもあらでうき世に長らへば—』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)も、三条と道長の性格の「うま」が合う合わないに拠らない論を展開する。両者の関係性や対立の背景を性格の問題と安易に結論付けることを避け、史料に基づく客観的事実から三条天皇論を構築する。

(10) 類語として、奢侈や奢靡、僭差などが挙げられるが、古記録においては「過差」の類例が多いという(小島小五郎『公家文化の研究』(国書刊行会、一九四二年初版、一九八一年再版)。また、西村さとみ氏は、過差と奢侈を同義として扱い、氏の論文中では「奢侈」の語を用いているが、史料の用例を勘案するに、古代における「奢侈」と「過差」の語には明確な使い分けがあったと考えられる。「奢侈」は身分の越境に関わる不相応に対して用いられ、

また、「過差」は単に「贅沢」を表すのではなく、その程度が度を越している様に対して用いられていた可能性が高い。

(11) 後掲の【表2】および第一章第二節を参照。

(12) 水戸部正男『公家新制の研究』(創文社、一九六一年)。三浦周行『新制の研究』(同『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二年、初出は一九二五、一九二六年)。稲葉伸道『新制の研究—徳政との関連を中心に—』(『史学雑誌』九六・一、一九八七年、六八・九三頁)など。

(13) 西村さとみ a 「平安時代中期の貴族の奢侈観」(『奈良女子大学人間文化研究科年報』六、一九九一年、一七・三三頁)。なお、本論文は西村さとみ『平安京の空間と文学』(吉川弘文館、二〇〇五年)に収録されているが、その際、大幅に内容が書き改められているため、本稿では、『奈良女子大学人間文化研究科年報』所収の論文を参考にした。西村さとみ b 「摂関期の奢侈観に関する覚書」(『奈良古代史論集』2、一九九一年、一二一・一三三頁)。

(14) 佐々木文昭 a 「平安中・後期の過差禁制」(同『中世公武新制の研究』、吉川弘文館、二〇〇八年、初出は『北海道武蔵女子短期大学紀要』二四号、一九九二年)。佐々木文昭 b 「平安時代中・後期の公家新制」(同『中世公武新制の研究』、吉川弘文館、二〇〇八年、初出は佐伯有清編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年)。

(15) 遠藤基郎「過差の権力論—貴族社会的文化様式と徳治

主義イデオロギーのはざま―(服藤早苗編『叢書・文化
学の越境4 王朝の権力と表象―学芸の文化史』森話社、
一九九八年)。

(16) 西村氏 a 前掲註(13)。

(17) 西村氏 a 前掲註(13)。

(18) 西村氏 b 前掲註(13)。

(19) 遠藤氏前掲註(15)。

(20) 被支配者層の身分の越境を制限しようとしているとい

うことは、制限されるべき行為は過差、つまり行き過ぎた
華美ではなく、明らかに贅沢(奢侈)であることに留意
する必要がある。

(21) 水戸部氏前掲註(12)、西村氏 b 前掲註(13)、佐々木

氏 b 前掲註(14)。

(22) 『春記』長久元年九月一二日条。

(23) 西村氏 b 前掲註(13)、佐々木氏前掲註(14)。

(24) 佐々木氏 a 前掲註(14)。

(25) 『御堂閔白記』長和二年二月一〇日条の具平親王女が
敦康親王に嫁す記事や、『小右記』長和三年一月二八日
条の教通女の百日の祝いなどに「過差」の語が見られる。

(26) 佐々木氏 a 前掲註(14)。

(27) 遠藤氏前掲註(15)。

(28) 『小右記』長和三年一月二二日条。

(29) 三条朝では相撲節会の実施数が極端に少ないことのみ
ならず、禁制の具体的な内容や当日の状況などがわかる史

料は残されていない。

(30) 三条朝で現在確認ができる過差の禁制は、【表1】に挙
げた(禁制の主要三行事)に限られる。

(31) 佐々木氏 a 前掲註(14)によれば、過差の禁制は時限
立法的な性格を有するという。特に、特定の行事を対象と
して立法されたものは、連年発布されることが多いことか
ら、儀式終了後には法的効力を喪失すると考えられるとい
う。そのため、禁制の発布の頻度には、その時の王権の禁
制を通じた政治的姿勢やねらい、王権における禁制の位置
づけなどが如実に表れると考えられる。

(32) 三条のもとに最初に入侍したのは、藤原兼家の女綏子
であったが、兼家は永祚二年(九九〇)に没している。ま
た、綏子は三条の東宮時代に寵愛を失い、寛弘元年(一〇
〇四)に没している。中閔白藤原道隆の女原子も三条に入
侍したが、道隆は長徳元年(九九五)に没しており、原子
も長保四年(一〇〇二)に没している。

(33) 天皇としての自身の立場を安定させるための方策とし
て、そのほかには、当子内親王の齋王卜定や彼女の存在に
よる天皇としての権威付けの可能性が考えられる。また、
三条が自身に近い、資平や為任、通任などの人物を積極的
に登用しようとした姿勢も、政治的立場の強化と関連付け
ることができよう。しかし、人事については、必ずしも結
果が伴ったとは言えない。

(34) 三条は自身の眼病平癒を祈願するため、伊勢神宮への

奉幣使発遣を試みるものの、度重なる穢れにより延引が続いた。相次ぐ延引の中でも、三条は奉幣使の発遣を諦めることはなかった。伊勢神宮に使者を立てることを決めたのは、長和四年四月二二日のことであり(『小右記』)、当初発遣は閏六月四日の予定であった。しかし、発遣は七度延引され、最終的に発遣が行われたのは同年九月一四日のことであった。その間に勅使も藤原知光から藤原公信を経て藤原懐平に変更されている。

(35) 中込氏前掲註(5)、遠藤氏前掲註(15)など。なお、このほかに長和二年の賀茂祭の過差を取り上げた論考に、臈谷寿「賀茂祭にみる『過差』について―祭列を中心として―」(『古代学研究所紀要』創刊号、一九九〇年、四一・四九頁)がある。臈谷氏は長和二年の賀茂祭の過差について『小右記』を引用し状況を追うが、この時の過差を貴族の三条に対する圧力であるとは述べていない。

(36) 史料中の傍線は筆者による。

(37) 中込氏前掲註(5)、遠藤氏前掲註(15)など。

(38) 『小右記』長和三年四月一五日程。

(39) 『小右記』長和三年四月一八日程。

(40) 実際には『小右記』長和三年四月一九日程に脱衣・纏頭の記述が見られ、過差禁制は必ずしも順守されなかったが、賀茂祭当日に実資の目に余るほどの過差は出現していない。

(41) 『小右記』長和四年四月二四日程。

(42) 道長は三条の子女の著袴儀において、敦明(『小右記』長徳二年二月一四日程、「権記」長保元年八月一九日程)、当子(『小右記』「御堂関白記」寛弘元年八月二三日条)、禊子および師明(『御堂関白記』寛弘四年二月二六日程)の袴の腰を結ぶ役を務めている。また、『権記』長保二年二月三日条には、東宮居貞(三条)が主催した御遊で交わされた東宮と道長の歌のやりとりが収められている。このような事例は、東宮時代の三条と道長の関係が良好なものであったことをうかがわせる。

(43) 西村氏前掲註(13)も道長の行動のすべてが天皇批判のあらわれとみるのは無理があるとす。西村氏はその理由として、「神事」における奢侈・過差を容認する思想を挙げる。装束を整えなければ、神事を疎んじているように見えること、また検非違使が神事を理由に過差の取り締まりを緩めている史料を挙げ、過差の正当性を神事に求める言説が存在していたことを指摘する。それゆえに過差禁制を順守しないことは、必ずしも天皇に対する批判と一致しないというのである。

(44) 内裏触穢がこの年の齋院御視に影響したことが『本朝世紀』康治二年四月一九日程に見える。また、賀茂祭当日の『小右記』長和元年四月二二日程には、官人の触穢が儀式の進行に影響を与えている様子が記される。冷泉院の諒闇についても『小右記』長和元年四月二四日程などに記述が見られる。

(45) 『御堂関白記』長和二年十一月十五日条。

(46) 遠藤氏前掲註(15)。

(47) 『小右記』長和三年四月二十五日条。

(48) 遠藤氏前掲註(15)。

(49) 本稿一四二頁における、長和三年の賀茂祭の記述も参照。

(50) 【史料八】『小右記』長和三(一〇一四)年四月十九日条

十九日、甲戌、早朝資平来談「昨事」、子細在「昨記」、又云、只今為「訪」^(経通)兄弁(東宮使)、「向」上御社宿所、「又可」向「頭中将(中宮使)宿所」、「在々雲上人々依」有「相府気色」可「向」彼宿所「云々、被」差「堪」事之四位・五位廿人「云々、是何由乎、或云、為」令「脱」衣、過差之制無益々々、入夜資平来云、今日罷「向」左中弁・頭中将上御社宿所、「諸大夫多会合、脱」衣給「引」馬籠近衛等、「如」理兩所如「之、已背」儉約之制、「又新中納言頼宗・左兵衛督実成、到」頭中将宿所「脱」衣、是奇恠也、先年有「此事」、又近衛府使宿所事不「知者、(後略)」

(51) 中世の新制における過差の禁制が、実態に即すものではなくなり、定型化するようになったことと比較し、大きな違いと言える。

(博士後期課程／斎宮歴史博物館)